

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成30年2月1日提出
【発行者名】	B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 山口 省吾
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館
【事務連絡者氏名】	明石 晃仁
【電話番号】	03(6756)4725
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	米国製造業株式ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額(平成29年8月18日から平成30年2月16日まで) 1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年8月17日付をもって提出し、平成29年8月18日にその届出の効力が生じた有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の記載事項につきまして、マザーファンドの投資顧問会社が統合により新会社となりましたので、その訂正を行うため、本訂正届出書を提出いたします。

2【訂正の内容】

原届出書の下記事項のうち、＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部_____は訂正部分を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

(省 略)

ファンドの特色

(省 略)

- b. 実質的な運用にあたっては、BNYメロン・グループ^{*}傘下の資産運用会社である「ザ・ボストン・カンパニー・アセット・マネジメント・エル・エル・シー」(以下、ザ・ボストン・カンパニー・アセット・マネジメントという場合があります。)に委託します。

* BNYメロン・グループとは、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションを最終親会社とするグループの総称です。以下同じ。



ザ・ボストン・カンパニー・アセット・マネジメント・エル・エル・シー

米国で最も歴史ある金融機関のひとつである「Boston Safe Deposit & Trust Company」により、1970年に米国・ボストンにて、機関投資家向け投資戦略の運用会社として設立された、米国有数の経験と規模を持つアクティブ株式運用のスペシャリストです。
グローバル株式および米国株式運用を専門としたブティック型運用会社であり、グロー
ス、バリュー、コア等幅広い投資スタイルをカバーしています。
2017年3月末現在の総運用資産は、約397億米ドル(約4兆円、1米ドル=112.19円で換
算)です。

(省 略)

<訂正後>

(省 略)

ファンドの特色

(省 略)

- b. 実質的な運用にあたっては、BNYメロン・グループ傘下の資産運用会社である「BNYメロン・アセット・マネジメント・ノースアメリカ・コーポレーション」に委託します。

(削 除)

BNYメロン・アセット・マネジメント・ノースアメリカ・コーポレーション

BNYメロン・グループの「メロン・キャピタル・アセット・マネジメント・コーポレーション」、「ザ・ボストン・カンパニー・アセット・マネジメント・エル・エル・シー」ならびに「スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー」が統合し、2018年2月1日から業務を開始した運用会社です。本統合により、マザーファンドの主たる運用チーム、運用哲学、運用プロセスに変更はなく、引き続き、統合前の運用チームが運用を行います。

本社：米国ボストン

本統合により、マザーファンドの主たる運用チーム、運用哲学、運用プロセスに変更はなく、引き続き、統合前の運用チームが運用を行うことから、2 投資方針 (3) 運用体制 および3 投資リスク (2) リスク管理体制（参考）については、統合前の「ザ・ポストン・カンパニー・アセット・マネジメント・エル・エル・シー」における運用体制およびリスク管理体制を記載しております。

（省 略）

（3）【ファンドの仕組み】

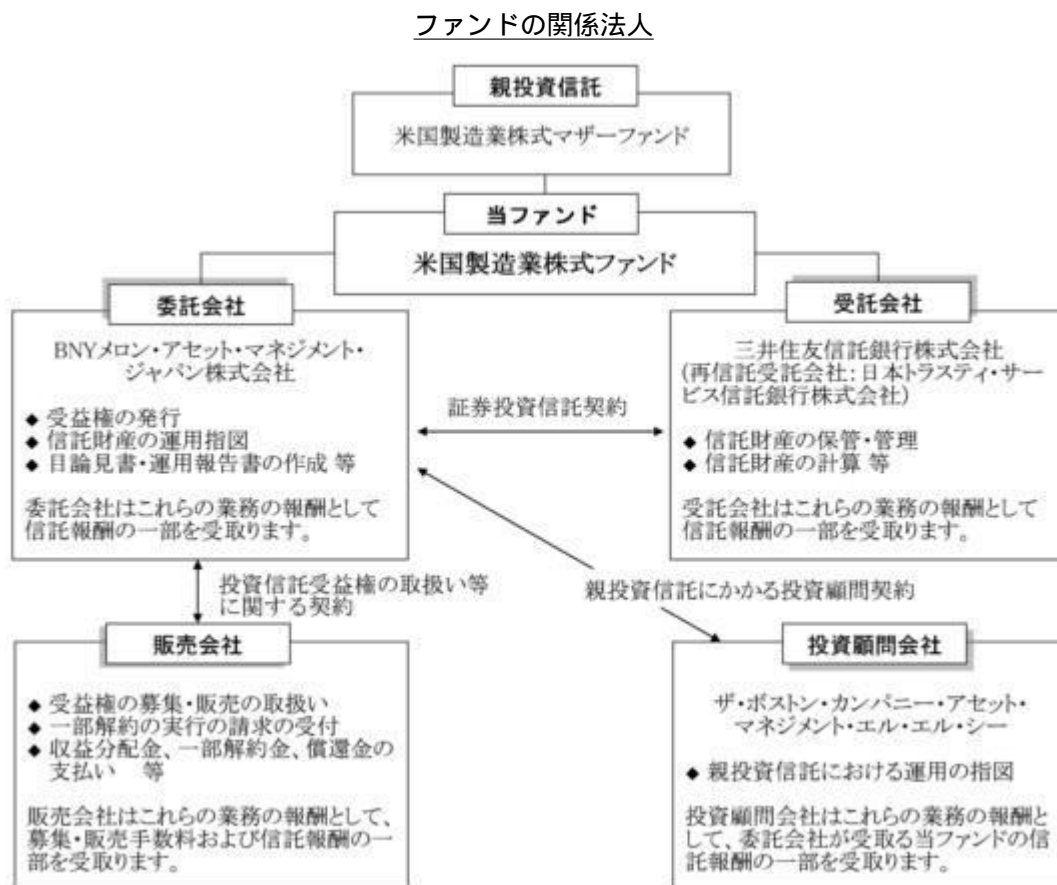
<訂正前>

（省 略）

ファンドの関係法人

（省 略）

- b. ザ・ポストン・カンパニー・アセット・マネジメント・エル・エル・シー（「投資顧問会社」）委託会社から運用の委託を受けて、当ファンドのマザーファンドにおける運用の指図を行います。
（省 略）



（省 略）

<訂正後>

（省 略）

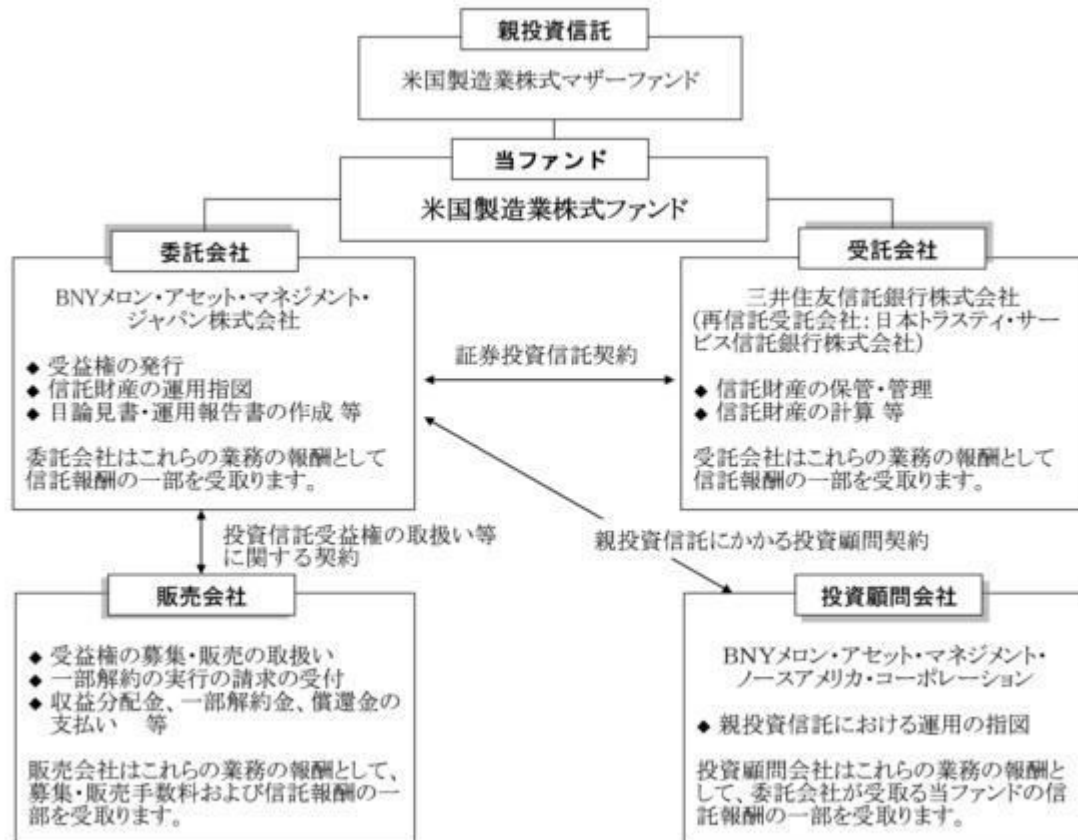
ファンドの関係法人

（省 略）

- b. BNYメロン・アセット・マネジメント・ノースアメリカ・コーポレーション（「投資顧問会社」）委託会社から運用の委託を受けて、当ファンドのマザーファンドにおける運用の指図を行います。
（省 略）

ファンドの関係法人

委託会社の概況



(省 略)

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<訂正前>

(省 略)

<参考情報> マザーファンドの投資方針

(省 略)

運用方法

(省 略)

b. 投資態度

(省 略)

3. 運用にあたっては、「ザ・ボストン・カンパニー・アセット・マネジメント・エル・エル・シー」に運用の指図権限の一部を委託します。

(省 略)

<訂正後>

(省 略)

<参考情報> マザーファンドの投資方針

(省 略)

運用方法

(省 略)

b. 投資態度

(省 略)

3. 運用にあたっては、「BNYメロン・アセット・マネジメント・ノースアメリカ・コーポレーション」に運用の指図権限の一部を委託します。

(省 略)

（ 3 ）【運用体制】

<訂正前>

（省 略）

ザ・ボストン・カンパニー・アセット・マネジメントの運用体制

当ファンドの実質的運用はマザーファンドにて行います。そのマザーファンドの運用は、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた「ザ・ボストン・カンパニー・アセット・マネジメント」が行います。

（図省略）

出所：ザ・ボストン・カンパニー・アセット・マネジメント

（注）上記の運用体制は2017年6月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

<訂正後>

（省 略）

ザ・ボストン・カンパニー・アセット・マネジメントの運用体制

（削 除）

（図省略）

出所：ザ・ボストン・カンパニー・アセット・マネジメント

（注）上記の運用体制は2017年6月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

4【手数料等及び税金】

（ 3 ）【信託報酬等】

<訂正前>

（省 略）

委託会社の受取る報酬には、「米国製造業株式マザーファンド」において運用の指図権限の一部を委託している「ザ・ボストン・カンパニー・アセット・マネジメント・エル・エル・シー」への投資顧問報酬が含まれます。その報酬額は、信託財産に属する当該マザーファンドの受益証券の時価総額に、年率0.53%を乗じて得た額とします。

（省 略）

<訂正後>

（省 略）

委託会社の受取る報酬には、「米国製造業株式マザーファンド」において運用の指図権限の一部を委託している投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれます。その報酬額は、信託財産に属する当該マザーファンドの受益証券の時価総額に、年率0.53%を乗じて得た額とします。

（省 略）

第三部【委託会社等の情報】

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<訂正前>

(省 略)

(3) 投資顧問会社

名称 : ザ・ボストン・カンパニー・アセット・マネジメント・エル・エル・シー資本金の額 : 1,499百万米ドル(平成29年3月末現在)

(省 略)

<訂正後>

(省 略)

(3) 投資顧問会社

名称 : B N Yメロン・アセット・マネジメント・ノースアメリカ・コーポレーション資本金の額 : 約4,506百万米ドル(平成30年2月1日現在)

(省 略)